長与町告示第１２４号

長与町農業振興地域整備計画改訂業務委託に係る
制限付一般競争入札の実施について

令和８年１０月２３日

長与町長　吉田　愼一

長与町農業振興地域整備計画改訂業務委託について、制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の６第１項及び長与町財務規則（平成17年規則第５号）第91条第１項の規定により、次のとおり公告する。

１　入札に付する事項

(1)業務番号　８長与産委第４号
(2)件名　長与町農業振興地域整備計画改訂業務委託
(3)履行場所　西彼杵郡長与町地内
(4)仕様　別紙「特記仕様書」のとおり
(5)履行期間　契約締結日から令和10年３月31日まで
(6)最低制限価格　無し

２　入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該業務に係る長与町長から競争参加資格があることが確認された旨の競争入札参加資格確認通知を受けていることとする。

(1) 令第167条の４の規定に該当する者でないこと。
(2) 長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成17年要領第４号）第３条及び第４条の規定により、指名停止の措置を受けている者でないこと。
(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第２条第６号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第１項若しくは第19条第１項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 過去５年以内に、九州管内で国（公団等を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項及び同規模以上の業務の実績があること。

(7) 入札参加資格の申請に際し、長与町が求めた個別添付書類が提出済みであること。

3　受付及び入札説明書等の配布期間、方法

(1) 配布期間　公告日から令和８年11月20日（金）まで

(2) 受付期間　公告日から令和８年11月20日（金）まで

(3) 取得については、長与町ホームページからダウンロードすること。

4　暴力団排除について

長与町暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができない。誓約書に違反した場合、契約解除等の措置を行う。

5　入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加希望者は、次の申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

ア　提出期間令和８年10月23日（金）から令和８年11月９日（月）まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く９時00分から17時00分まで。

イ　提出場所「20　書類提出先、問合せ先」に同じ。

ウ　提出方法持参または郵送（「一般書留郵便」もしくは「簡易書留郵便」に限る）による。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

所定の競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式１）に、次に掲げる書類を添付して、提出するものとする。

ア　同種・類似業務の実績（様式２）

実績は、過去５年以内に、九州管内の国（公団等を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項及び同規模以上の業務に限り、当該契約の契約書の写し又は業務完了確認書の写しを添付すること。

イ　暴力団排除に係る誓約書（様式３）

(3) 申請書等の審査結果は、令和８年11月12日(木)までに競争入札参加資格確認通知書を送付するものとする。（電話もしくは電子メール併用）

(4) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　提出された申請書等は、返却しない。

ウ　提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

エ　提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

6　仕様書等に関する質問

(1) 質問期間　公告日から令和８年11月11日(水)17時00分まで

(2) 質問方法　質問事項を指定の質問書（様式４）に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。
長与町産業振興課：sanshin@nagayo.jp

(3) 質問回答　令和８年11月12日(木)12時00分までに、入札参加者に対しメールにて回答するものとする。

7　入札説明会

実施しないものとする。

8　入札書の記載

(1) 入札書（様式５）に記載する金額は、契約期間における総価を入札金額とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9　入札に関する事項

(2) 持参又は郵送による入札とする。入札書は、「20 書類提出先、問合せ先」で指定する場所に提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいず

れかによること。
提出期限：令和８年11月20日（金）17時00分必着
(2) 入札書の日付は、入札書作成日を記載すること。
(3) 入札者は、入札書の記載事項（首標金額を除く。）について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。
(4) 入札者は、業務に係る一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。
(5) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(6) 入札者が１者であっても、入札を執行するものとする。
(7) 入札回数は、初度入札及び再度入札を合わせて２回までとする。
(8) 初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行うものとする。
(9) 再度入札に参加することができる者は、初度入札が無効とされなかった者に限る。
(10) 再度入札は、１回限りとする。
(11) 再度入札の開札日時及び場所、入札書等の提出方法並びに到達期限については、再度入札に参加することができるとされる者に対し、速やかに連絡するものとする。
(12) 入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び同封するものについては、「【別紙】入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び同封するもの」を参照のこと。
(13) 競争入札参加資格確認結果通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、開札の前日17時00分までに入札辞退届（様式６）を「20書類提出先、問合せ先」で指定する場所に提出すること。

10　開札に関する事項
(1) 開札日時及び場所
ア　開札日時　令和８年11月24日（火）13時30分
イ　開札場所　長与町役場３階第１会議室
(2) 開札の立会は、応札者であれば立会うことができる。ただし、１事業者１名とする。
(3) 立会いを希望するものは、開札日前日までに「20 書類提出先、問合せ先」に連絡すること。
(4) 立会い者が２名未満の場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち会わせ、最低立会者を２名とする。

11　入札の無効

次に掲げる場合は、その入札は無効とする。

(1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定又は契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

(4) 入札者が他人の代理を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

(5) 入札者が談合して入札したとき。

(6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。

(8) 入札書提出期限を過ぎて到着したとき。

(9) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

12　落札者の決定に関する事項

(1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札候補者は、入札額の基礎となる料金等の総額を記載した入札内訳書を、発注者が別に指定する日までに提出すること。

(2) 落札者となるべき者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(3) 当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者を落札候補者とし、事後審査を行うものとする。以降、同じ。

13　入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の５以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア、又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア　入札に参加しようとする者が、入札保証金額以上の金額につき、保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　入札に参加しようとする者が、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類として、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約であり、すでに履行期間を終えているものの契約書の写しを提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締

結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 入札保証金の納入期限

入札参加者は、長与町が発行する納入通知書により、入札日の郵送日までに、指定する金融機関において入札保証金を納入し、領収書の写しを入札書と併せて提出するものとする。

なお、長与町が発行する納入通知書は、競争入札参加資格確認通知書と併せて送付する。

(3) 入札保証金の返還等

入札参加者は、下表の区分に応じ、入札保証金の返還に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。長与町は、請求書を受理した後、30日以内に返還する。その際、入札保証金には利息を付さないものとする。

区分	入札保証金の返還に係る請求書提出の時期
落札者	契約締結後
落札者以外	開札終了後

(4) 落札者が契約を締結しないとき

落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、町に帰属するものとする。

14　契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10の金額を納付しなければならない。ただし、次のア、又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除されるものとする。

ア　落札者が保険会社との間に長与町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　契約者が、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類として、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約であり、既に履行期間を終えているものの契約書の写しを提出したとき（その者が、当該契約を確実に履行するものと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金の納入期限

落札者は、長与町が発行する納入通知書により、落札決定の通知の日から７日以内に、指定する金融機関において契約保証金を納入し、領収証書の写しを契約書と併せて提出しなければならない。なお、当該納入通知書は、落札決定通知書と併せて送付する。

(3) 契約保証金の還付

契約保証金を納入した落札者は、契約履行後に契約保証金の還付に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。長与町は、請求書を受理した後、30日以内に還付する。その際、契約保証金には利息を付さないものとする。

(4) 契約保証金の長与町への帰属

長与町財務規則第115条第１項各号の該当による契約の解除の場合（同項第１号の該当による契約の解除の場合は、落札者（契約相手方）の責めに帰すべき理由があるときに限る。）は、契約保証金は、長与町に帰属するものとする。

15　契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から７日以内にこれを長与町長に提出しなければならない。

(1) 落札者は、契約書に仕様書等を袋とじしたものを２部作成する。

(2) 「契約書」は、町、契約の相手方各１部を所持する。

16　前払金に関する事項

前払金については、長与町財務規則その他の関係規定の定めるところとする。

17　支払条件に関する事項

(1) 委託料の支払いは完成払いとし、検査合格後、受注者から請求書により発注者へ請求するものとする。

(2) 発注者は、(1)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。

18　異議の申し立てに関する事項

入札をした者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

19　その他

(1) 申請書等及び入札書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。

(3) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。

(4) 契約の履行に関して各種手続が必要な場合は、積極的に協力をすること。
(5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(6) 仕様書等に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知の上、入札すること。
(7)その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、同法規則等関係法令及び長与町財務規則等の関係例規の定めによること。

20　書類提出先、問合せ先

長与町建設産業部産業振興課（長与町役場２階）
〒851-2185
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地１
電話095-801-5836（直通）、095-883-1111（代表）内線271
FAX 095-883-3337
メール sanshin@nagayo.jp
※産業振興課への問合せは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、９時00分から17時00分までとする。

長与町農業振興地域整備計画改定業務委託
債務負担行為に係る契約の特則

第１条　　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和８年度　　請負額の59.8%

令和９年度　　残　　額

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和８年度　　請負額の66.4%

令和９年度　　残　　額

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

第２条　債務負担行為に係る契約の前金払については、土木設計（測量、調査）業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第35条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額(前会計年度末における第38条第1項の業務委託料相当額(以下この条及び次条において「業務委託料相当額」という。)が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

２　前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の契約書第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

３　第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の契約書第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度以降に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。

４　第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の契約書第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5　第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、契約書第36条第3項の規定を読み替えて準用する。

第３条　　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「履行高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2　この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額は、契約書第38条第5項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦業務委託料相当額×9／10

－(前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額)

－｛業務委託料相当額－(前年度までの履行高予定額＋履行高超過額)｝

×当該会計年度前払金額／当該会計年度の履行高予定額

3　各会計年度において部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和８年度　　１回